

## 7 国への提言

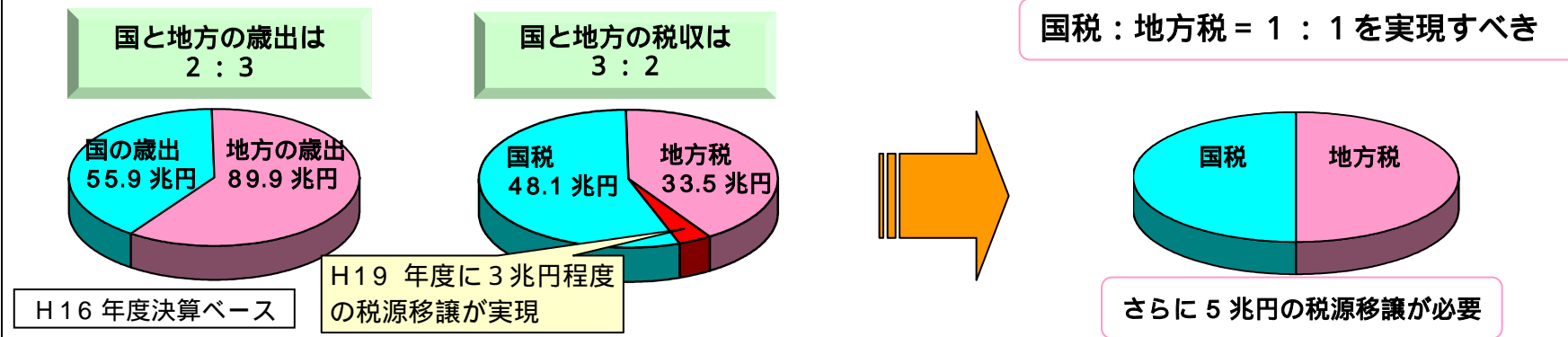
これらのさらなる行財政改革への取組みを行っても、国から地方への一方的な負担転嫁や、地方財源の論拠なき削減が強行されれば、府の努力は水泡に帰す。

国の歳出削減を地方に転嫁するような議論に断固反対するとともに、真の地方の自立につながる改革を求める。

### 地方税財源の充実

#### 国：地方税の1：1に向けたさらなる税源の移譲

- 地方が地域の実情に即して自主的・自立的な行財政運営を行っていくためには、自主財源の充実強化が不可欠。国と地方の歳出の比率（2：3）と税収の比率（3：2）において生じている乖離を縮小し、地方が担う事務と責任に見合った税源配分となるよう、さらなる税源移譲を求める。
- 税源移譲に当たっては、安定的な地方税体系を構築する観点から、消費税から地方消費税、所得税から個人住民税へのさらなる税源移譲を行うこと。



## 地方の実情を踏まえた地方交付税総額の確保

- ・ 地方が、教育・警察・福祉をはじめとする住民サービスを確実に提供するためには、必要な地方交付税総額の確保が不可欠。
- ・ 景気対策や政策減税、財政対策等、国が後年度財政措置をすると約束した交付税措置を確実に履行すること。
- ・ 人口や面積だけに基づく算定では、地方財政の実情を踏まえることは困難。  
「新型交付税」の導入にあたっては、大都市圏の行政需要等の各地方行政の実情を適切に踏まえたものとする。

大都市圏の行政需要の例：道路網・鉄軌道の整備、都市型災害への対応、人口急増期に建設した施設の大量更新

## 国と地方の経費負担の適正化

### 国庫補助負担金の廃止等

- ・ 国庫補助負担金については、地方の自主性・自立性を図る見地に立って、地方から提出済の「国庫補助負担金等に関する改革案」に基づき、その廃止を着実にすすめること。
- ・ 補助金改革の後も、なお残る国庫補助負担金については、所要額を確実に措置すること。

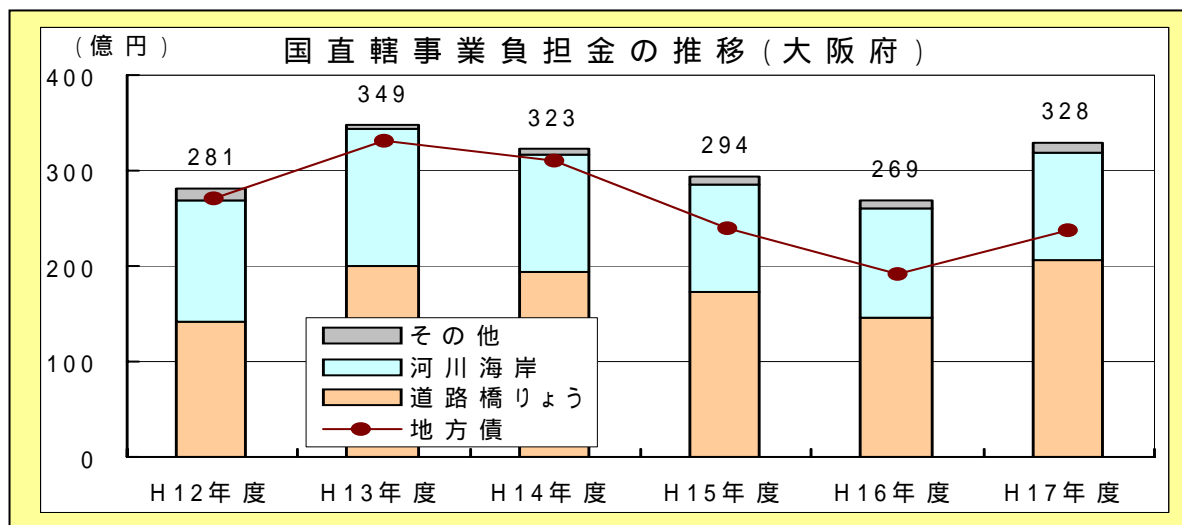
国措置が不十分な例：特定疾患治療研究費補助金（H17 交付申請ベース）

必要な補助金 28.8 億円、実補助額 17.4 億円、不足額 11.4 億円

- ・ 国の事業実施に関連して、地方に負担や役割分担を求める場合は、事前の協議を徹底すること。

### 国直轄事業負担金の廃止。廃止実現までの措置として、地方との事前協議の徹底

- ・ 同負担金は、国の道路、河川等の整備経費等の一部を地方に負担させるものであり、地域主権・地方分権の理念にそぐわないことから廃止を求める。  
特に、維持管理に係る負担金については、管理主体が負担すべきものであり、早急に廃止すべき。
- ・ 廃止までの間、地方の財政運営に悪影響を与えないよう、対象事業の内容、負担額の中期見通し等につき、事前協議を徹底すること。



### 地方分権、地域主権の推進

#### 地方分権改革推進法・一括法の制定

- ・ 地方分権改革推進法の早期成立を図るとともに、地方の意見も反映し、地方分権改革の推進のため一括法の整備をすすめること。また、地方に関わる事項についての政府の政策立案等に関して、地方の意見を反映させる仕組みを設けること。

#### 規制、関与の見直し

- ・ 国による過度の規制、関与により、住民ニーズや地域の実情に応じた事業が実施できないなど、地方の判断と責任による行財政運営を阻害している。  
職の必置規制や補助基準を通じた規制、関与を見直すなど、過度に中央に集中する権限・財源を住民に身近な地方公共団体に移し、地方の自由度を拡大すること。